

入札心得

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則およびその他関係法令ならびに設計書、図面およびその他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

(入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。
入札を辞退する場合は、別紙様式の「入札辞退届」を入札執行時刻の30分前までに入札執行課に提出してください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、辞退とみなしますので、時間を厳守してください。
なお、入札を辞退した場合においても、これを理由に以後の指名等について何も不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、当該入札件名等を記載した封筒に入れ、指定された場所に提出してください。
また、代理人により入札するときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

- 5 入札書には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください（消費税課税事業者、免税事業者を問いません）。
なお、契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とします。

(入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記載してください。

【例】 ¥123,000

また、記載事項を訂正するときは、誤字に2本線を引き、上部に正書のうえ押印してください。ただし、入札金額の訂正は認められません。

(入札書の引替え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引替え、変更又は取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札、金額その他記載事項が脱落しもしくは不明瞭で確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

- 10 契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を下回った入札者は、落札者としなないものとします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

- 12 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。

(入札回数)

- 13 再度の入札は、1回に限り行います。

なお、最終入札の結果においても落札者がいないときは、最低価格を提示した入

札者との随意契約に移行します。ただし、最低価格と予定価格との間に相当の差があるなど、入札執行者が随意契約が不適當であると判断したときは、指名替えなどにより入札手続きをやり直します。

(再度の入札に参加できない者)

- 14 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約の保証)

- 15 落札者は、契約の締結に際し、自己に代わって自ら業務等を完成することを保証し、かつ、契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証人を立ててください。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、保証人は必要ありません。

(保証人)

- 16 前項の保証人は、落札者と同等以上の資力、資格および業務施行能力を有する者で、相指名業者以外の業者としてください。ただし、相指名業者以外には保証人となることができる業者がないときは、この限りではありません。

(契約の締結)

- 17 落札の申し渡しを受けた日から起算して7日以内に契約の締結をしないときは、その落札は無効となります。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、その期間を延長することができます。

(異議の申し立て)

- 18 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。